

2020年12月14日

株主各位

名古屋市中区錦二丁目14番21号
初穂商事株式会社
代表取締役社長 斎藤 悟

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2020年10月22日開催の取締役会において、2021年1月1日（金曜日）をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2020年12月31日（木曜日）（実質的には2020年12月30日（水曜日））と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年1月下旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 2021年1月1日（金曜日）（実質的には2021年1月4日（月曜日））付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話無料）
郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部